

普及項目	養殖
漁業種類等	魚類養殖
対象魚類	魚類
対象海域	八代海

水産用医薬品巡回指導

天草広域本部水産課・向井 宏比古

【背景・目的・目標（指標）】

水産用医薬品の使用について、薬事関係法令により①未承認医薬品の使用禁止、②対象魚種や用法用量、③使用禁止期間及び休薬期間等の使用基準が設けられている。

養殖現場において、水産用医薬品がこれらの基準に従い適正に使用され、記録されているか確認するとともに、そうでない場合は適正に使用するよう指導し、養殖水産物に対する安全、安心の確保、本県水産養殖業の維持、発展を目的とした。

年度内に4業者を巡回することを目標とした。

【普及の内容・特徴】

(1) 巡回指導の日時、場所、対象者数は下記のとおり。

- ① 令和6年1月25日、天草漁協新和支所管内（2業者）
- ② 令和6年1月29日、倉岳町漁協管内（1業者）
- ③ 令和6年2月9日、天草漁協牛深総合支所管内（1業者）

(2) 共同実施者 天草家畜保健衛生所 安田 衛生課長

(3) 指導の方法

3地区の4業者に対して、養殖水産動物の種類、尾数、生簀の数、発生した魚病や水産用医薬品使用状況などを確認するとともに、適正使用を指導した。

併せて、薬品の保管状況を確認し、薬品倉庫の施錠、個数管理の方法、古い医薬品が残っている場合はその処分について指導した。

【成果・活用】

巡回指導により、各養殖業者とも水産用医薬品を適正に使用していることを確認した。また、各業者は基本的に使用の都度必要量の医薬品を購入していた。

【達成度自己評価】

4：目標（指標）はほぼ達成できた（76～100%）



図1 A社 餌料倉庫内の薬品保管室



図2 A社 水産用医薬品の保管状況



図3 B社 倉庫



図4 B社 水産用医薬品の保管状況



図5 C社 倉庫



図6 C社 水産用医薬品の保管状況

飼育経過

年 9月		生簀番号 21 / 23, 25, 27			魚群番号			担当者 尾田		投薬記録	
日付	水温	死魚数	獲数	生餌	配合飼料	アミ	魚油	EP	油脂		ビタミン
1			2	28	8		8			0.6	生簀番号 1~5
2			3	42	12		12			0.9	日付 9/4
3											期間 9/4 ~ 9/8
4			5	70	15					2.0	薬剤名 タイクトン
5			5	70	15					2.0	量K/日
6			5	70	15					2.0	4.25kg (100%)
7			5	70	15					2.0	3.25kg (100%)
8			5	70	15					2.0	
9											生簀番号 1~5
10											日付 9/2
11			5	112	32		32			2.5	期間 9/2 ~ 9/29
12											薬剤名 エリスル
13			5	84	24		24			1.8	量K/日
14											
15			5	84	24		24			1.8	37.5kg (100%)
16											
17											生簀番号
18			5	84	24		24			1.8	日付

図7 D社 投薬記録簿
(必要分を都度購入、社内在庫なし)